

第百十二回 参議院土地問題等に関する特別委員会會議録第二号

昭和六十三年四月二十七日(水曜日)
午後三時三十分開会

委員の異動

一月六日

辞任

渡辺 四郎君

補欠選任

糸久八重子君

出席者は左のとおり。

委員長 河本嘉久蔵君
理事 志村 哲良君
下条進一郎君
増岡 康治君
森田 重郎君
小川 仁一君
志吉 裕君
馬場 富君

委員

井上 孝君
小野 清子君
久世 公亮君
吉掛 哲男君
古賀雷四郎君
斎藤 文夫君
下稻葉耕吉君
田辺 哲夫君
永田 良雄君
野沢 太三君
水谷 力君
糸久八重子君
安恒 良一君
片上 公人君
和田 教美君
近藤 忠孝君

国務大臣

内藤 功君

三治 重信君

野末 陳平君

奥野誠亮君

大原 一三君

清水 達雄君

長沢 哲夫君

片桐 久雄君

北村廣太郎君

森 繁一君

荒木 正治君

事務局側

常任委員会専門員

本日

の会議に付した案件

○土地問題及び国土利用に關しての対策樹立に關する調査

(土地対策の基本方針及び当面の諸施策に關する件)

○多極分散型国土形成促進法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に關する件

○委員長(河本嘉久蔵君) ただいまから土地問題等に関する特別委員会を開会いたします。

まず、土地問題及び国土利用に關しての対策樹立に關する調査を議題とし、土地対策の基本方針及び当面の諸施策について、奥野国務大臣より所信を聴取いたします。奥野国務大臣。

○国務大臣(奥野誠亮君) 土地対策の基本方針及

び当面の諸施策について私の所信を申し上げま

す。土地は国民の生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、人口、産業の動向、国土構造のあり方を踏まえつつ、地価の安定と土地の適正かつ合理的な利用を実現することが我が国の土地政策の基本的方向であります。

今回の東京都市部を端を発した地価高騰は、本来的には、東京の国際化、情報化に伴う旺盛な事務所需要に供給が対応できなかったことにより生じ、これが買いかえ需要等により周辺住宅地に波及したものであります。さらには、金融の緩和状況のもと、これらの実需を当て込んだ不動産業者等による手当て買いや投機的な取引が活発化したことが地価上昇を増幅させたものであります。

当面の地価高騰の抑制については、臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、昨年十月閣議決定した緊急土地対策要綱に基づき、現在、土地対策関係閣僚会議を中心として政府一体となつて、土地取引の適正化、住宅地供給の促進などこの対策の着実な推進に努めているところであります。さらに、臨時行政改革推進審議会において、土地問題等に関し、基本的かつ広範な検討を行つていただいているところであります。また、国会におかれても、当委員会等において精力的に御審議いただいているところであります。

地価は、最近に至つて、都区部等においては一部下落も見られる等鎮静化の傾向を強めておりますが、現下の経済金融情勢にかんがみ、周辺の各県さらには地方主要都市も含め、引き続き適切な対策を講ずる必要があります。

私は、次に述べる諸施策を積極的に推進し、地価の安定を図りつつ、二十一世紀を見通した長期的な展望のもとに国土の均衡ある発展を図り、住

みよい国づくり地域づくりを進めてまいらる所存であります。

第一は、土地取引の適正化であります。本来、地価問題は、需給バランスの確保により解決すべきものであります。しかし、さきに述べたように、今回の地価高騰を増幅させたのは実需を当て込んだ投機的な土地取引等であり、これに適切な対策を講ずることが当面重要であります。

このため、昨年来、国土利用計画法に基づく監視区域制度の機動的運用に努めてきたところであります。現在、大都市圏を中心に広範に監視区域が指定されておりますが、特に首都圏においては、届け出対象面積が百万平方メートルにまで引き下げられており、地価高騰抑制に寄与しているものと考へております。また、地価上昇のおそれがある地方都市及び大規模開発、リゾート整備等が予定されている地域等においても、今後とも、地価の上昇を防止するため、機を逸することなく監視区域を指定するよう関係地方公共団体を指導してまいります。規制区域につきましても、監視区域制度の確な運用を踏まえ状況に応じ遅滞なくこれの指定を行うことができるよう所要の準備を進めてまいります。

さらに、土地関連融資の適正化に係る金融機関に対する指導、不動産業者等に対する指導の徹底等所要の措置を講じてまいらる所存であります。

また、昭和六十三年度税制改正において、居住用財産の買いかえ特例の原則廃止を初めとする土地譲渡課税の見直し等を行うことにより、地価高騰の波及を防止し、また土地供給の促進を図るなど地価対策に資することとしております。

国公有地等の処分についても、緊急土地対策要綱に示しました方針に従つて適切に措置してまいります。

第二は、住宅地の供給の促進であります。

第二十二部 土地問題等に関する特別委員会會議録第二号 昭和六十三年四月二十七日【参議院】

現下の土地問題に対処するためには、ただいま述べました土地取引の適正化により地価を安定させるとともに、基本的には東京への一極集中という国土構造そのものは正が必要であり、これがあわせて、東京圏における住宅地、事務所床の需給バランスを確保する必要があります。

このため、都市再開、住宅地開発の促進等により住宅地供給の計画的推進を図ることとし、所要の準備を進めているところであります。特に、都心部、東京湾臨海部の開発等の大型プロジェクトの推進、都市再開、宅地開発及び住宅建設の促進並びに工場跡地等の活用及び市街化区域内農地の宅地化の促進等に積極的に取り組む、良好な都市環境に恵まれた住宅の建設に配慮しつつ、宅地、事務所用地等の供給に努めてまいります。

第三は、諸機能の地方分散の推進であります。昨年、二十一世紀への国土づくりの指針として、多極分散型国土形成を基本的目標とする第四次全国総合開発計画を策定したところであります。地域の創意と工夫を基軸とした地域づくりを基本とし、そのための基盤となる交通、情報、通信体系の整備等を旨とするネットワーク構想の推進により、多極分散型の国土の形成を図り、住民が誇りと愛着の持てる、豊かで住みよい地域社会の実現に寄与してまいりたいと考えております。また、これらの施策を推進することにより、東京を中心とする地価の高騰等現下の土地問題の解決にも資するものと考えております。

本年は、この四全総推進の一年目に当たり、国はもとより地方公共団体や民間団体など多様な主体の参加、協力を得ながら、四全総で示された諸施策を総合的かつ強力に推進してまいります。また、都市・産業機能の地方分散を積極的に図ることによって東京への過剰な依存からの脱却を図ることとしており、この一環としてさきに国の機関等の移転について方針を決定したところであり、この方針に基づいて着実にその推進を図ってまいります。

さらに、四全総の基本的目標とする多極分散型国土の形成を促進するための法案を本国会に提出し、御審議をお願いしているところであります。以上、土地対策に関する所信を申し述べましたが、これらの施策の強力な推進に全力を挙げて取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(河本嘉久蔵君) 次に、多極分散型国土形成促進法案を議題といたします。まず、政府より趣旨説明を聴取いたします。奥野国務大臣。

○国務大臣(奥野誠亮君) ただいま議題となりました多極分散型国土形成促進法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。近年、我が国経済の国際的地位が急速に高まり、金融、情報等の分野において世界の重要なセンターとしての役割が増大するに伴い、東京圏への業務機能、中枢管理機能等の集中が一層促進され、東京圏においては地価の高騰を生じ、他方、地方圏においては、急速な産業構造の転換の過程で構造的な不況に陥り、雇用問題が深刻化した地域が多く見られ、人口減少を生じている地域も少なくなく、国土政策の観点から多くの弊害を生じております。

本法は、このような状況のもと、人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域からこれらの機能の分散を図り、地方の振興開発と大都市地域の秩序ある整備を推進し、並びに住宅等の供給と地域間の交流を促進することにより、さきに策定しました第四次全国総合開発計画の基本的目標である多極分散型国土の形成を促進し、もって国土のそれぞれの地域がそこに住む人々にとって誇りと愛着を持つことができるような豊かで住みよいところとなるようその実現に寄与することを目的としております。また、多極分散型国土の形成は、現下の土地問題に対する基本的な解決策の一つにほかなりませ

ん。すなわち、近年の東京等の地価高騰については、基本的には諸機能の東京への一極集中に伴う土地の需給の不均衡により生じたものであり、多極分散型国土の形成により、東京を中心とする土地の需給の緩和を図ることが求められております。そのためには、本法に基づき諸施策を積極的に実施する必要があります。

次に、本法の主要な内容について御説明申し上げます。第一は、国の行政機関等の移転等についてであります。国は、行政機関及び特殊法人の新設等に当たっては、多極分散型国土の形成に配慮するものとし、東京都部に立地する行政機関等について、移転基本方針に基づき、その東京都部からの移転に努めるとともに、内閣総理大臣は、行政機関等の東京都部への立地等に際し、関係大臣に意見を述べることができるとしてあります。また、国及び地方公共団体は、民間の工場、事務所等が適正に配置されるよう、必要な措置を講ずるよう努めることとしてあります。

第二は、地方の振興開発についてであります。国及び地方公共団体は、地方の振興開発を推進するため、地方都市における都市機能の増進、農山漁村における生活環境、産業基盤等の整備、人口の著しい減少等によりその基礎条件が著しく変化した集落の再編整備等の推進に努めることとしてあります。また、都道府県は、地域の特性に即した産業、文化、学術、研究、交流等に関する特色ある機能を集積させるため、地域における創意工夫を生かしつつ、振興の拠点となる地域の開発整備に関する基本構想を作成し、主務大臣の承認を申請することとできることとしてあります。基本構想の実施に当たっては、税制上の特別措置、固定資産税等の不均一課税に伴う地方交付税補てん措置、地方債の特例、資金の確保、公共施設の整備の促進、農地法等による処分についての配慮、国土利用計画法に基づく監視区域の活用等の措置を講ずるほか、

必要に応じ、関係する省庁と都道府県が集まり、本地域の開発整備に必要な事業や法令による処分が円滑かつ総合的に行われるよう協議するための促進協議会を組織することができるとしてあります。第三は、大都市地域の秩序ある整備についてであります。国及び地方公共団体は、大都市地域の秩序ある整備を推進するため、防災上必要な措置を講じつつ、大都市の機能の改善に資する施策の推進に努めることとしてあります。また、内閣総理大臣は、東京圏について東京都部への一極依存構造を是正し、その周辺地域に職住の近接した自立都市圏を形成するため、業務核都市の整備に関する基本方針を定めるものとし、都県は、これに基づき、業務核都市基本構想を作成し、主務大臣の承認を申請することができるとしてあります。基本構想の実施に当たっては、第二の場合と同様、税制上の特別措置、地方債の特例、資金の確保、公共施設の整備の促進、国土利用計画法に基づく監視区域の活用等の措置を講ずることとしてあります。

第四は、住宅等の供給についてであります。国及び地方公共団体は、地域の特性に応じつつ、住宅及び宅地の供給の促進に関する施策を総合的に実施するものとし、著しい住宅地需要が存する大都市地域において、優良な宅地開発の促進及び宅地開発と鉄道新線建設の一体的な推進のために必要な措置を講ずるとともに、市街地における住宅等の供給を促進するため、土地の合理的かつ健全な高度利用を図られるよう努めることとしてあります。第五は、地域間の交流の促進についてであります。国は、地域間の交通の利便性と情報の流通に関する地域格差の是正等に配慮しつつ、高速交通施設の総合的な体系の整備と情報・通信基盤の整備の促進に努めるとともに、地域間の経済、文化等に係る多様な交流の機会の増大等に努めることと

しております。

以上のほか、国は、多極分散型国土の形成に資するため、国の権限を地方公共団体またはその長等に委任すること等と努めるとともに、公共事業の実施に適切な配慮をすることとしております。また、内閣総理大臣は、総合的かつ計画的に実施すべき多極分散型国土の形成の促進に関する事業について、関係行政機関、関係地方公共団体及び関係事業者相互間の連絡調整を行うこと等により、その円滑な実施に努めることとしております。以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(河本嘉久蔵君) 以上で趣旨説明は終わりました。

本案についての質疑は後日に譲ります。

○委員長(河本嘉久蔵君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席を求めるとし、日時、人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(河本嘉久蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十五分散会

三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、政府機関などの地方移転促進に関する請願

(第一八二号)(第一八二号)(第一八五号)

第一八一号 昭和六十三年二月五日受理

政府機関などの地方移転促進に関する請願

請願者 長野市大字南長野字幅下六九二ノ

二長野県議会内 内田篤

紹介議員 村沢 牧君

二十一世紀を展望する第四次全国総合開発計画は、人口、諸機能が適度に地域分散している多極分散型国土の形成をその基本的目標としており、首都圏集中は正対策として、業務上、独立性の高い中央省庁の一部部局、地方支分部局など政府機関の移転、再配置や大型の文化・研究施設の原則東京外立地などが打ち出されている。長野県においても、長野県総合開発審議会の第二次長野県総合五箇年計画(仮称)の答申で、二十一世紀の日本をリードする県づくりを十層推進することとしており、また、第四次全国総合開発計画でも東京圏との近接性、連携に着目した位置づけがなされている。ついで、多極分散型国土形成のための施策を積極的に進めるとともに、長野県の特性を生かした、中央省庁の一部部局や大型の文化・研究施設、大学などについて、本県へ移転するようにしたい。

第一八二号 昭和六十三年二月五日受理

政府機関などの地方移転促進に関する請願

請願者 長野市大字南長野字幅下六九二ノ

二長野県議会内 小林信一

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一八二号と同じである。

第一八五号 昭和六十三年二月五日受理

政府機関などの地方移転促進に関する請願

請願者 長野市大字南長野字幅下六九二ノ

二長野県議会内 登内英夫

紹介議員 向山 一人君

この請願の趣旨は、第一八二号と同じである。

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、土地と住まいに関する請願(第一一五二号)

(第一一五三号)(第一一五四号)(第一一五五号)

(第一一五六号)

第一一五二号 昭和六十三年四月十四日受理

土地と住まいに関する請願

請願者 東京都新宿区高田馬場四ノ一八ノ

六 小野紀美子 外九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

昭和六十三年の国際居住年、全世界で住居と居住環境の改善を掲げ、ホームレス(住宅困窮)の解消を目標としてスタートした。ところが我が国では、この国際居住年の趣旨に逆行する事態が相次いでいる。土地暴騰の下で、持家・借家の別なく深刻な居住不安が急速に広がり、暮らしの基盤が破壊されている。現在の住まいの危機は、個人の努力などでは、どうにもならないレベルにまで達しており、もはやこのような現状を放置しておくわけにはいかない。ついで、人間にふさわしい住まいを人権として確立していくため、次の事項について実現を図りたい。

一、土地は人間居住の基盤である。住みよい町とコミュニティ形成の基盤として、住民主体の土地利用計画を実現すること。

二、国公有地の民間私下げを禁止し、公共賃貸住宅の大量建設用地などとして確保すること。

三、土地を金もうけの道具にすることをやめさせ、地価暴騰の責任を明らかにし、地価を引き下げる。また、底地買い・地上げ規制の法制度を国と自治体で制定すること。

四、生活環境悪化と地価高騰をもたらす、都市計画における規制緩和を行わないこと。

五、生存的な土地(小規模生活用地・生業用地)に対する固定資産税・都市計画税・相続税を引き下げ、安心して住み続けられるように保障すること。

六、子供が健全に発達し、老人や身体の不自由な人々が、安心して住むことのできる住まいと町づくりを実現すること。

七、公営・公団・公社住宅の建設縮小と高家賃化、民営化をやめさせ、民間借家を含めて家賃補助制度の確立を図り、国と自治体が責任

を持つ住宅行政を充実すること。

八、勤労市民・自営業者の生活と営業を脅かす借地・借家法の改悪をやめること。

九、人間らしい住まいと安心して住み続ける権利を保障する住宅基本法を制定すること。

第一一五三号 昭和六十三年四月十四日受理

土地と住まいに関する請願

請願者 大阪市東成区東今里三ノ二ノ一七

土井康次 外九百九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。

第一一五四号 昭和六十三年四月十四日受理

土地と住まいに関する請願

請願者 神戸市灘区篠原北町四ノ一ノ八

早川和男 外九百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。

第一一五五号 昭和六十三年四月十四日受理

土地と住まいに関する請願

請願者 東京都大田区東矢口一ノ七ノ二〇

山本厚生 外千六百六十三名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。

第一一五六号 昭和六十三年四月十四日受理

土地と住まいに関する請願

請願者 大阪市都島区都島南通一ノ一七ノ

五 長谷川弘 外九百九十九名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、多極分散型国土形成促進法案

多極分散型国土形成促進法案

多極分散型国土形成促進法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 国の行政機関等の移転等(第三条―第五條)

第三章 地方の振興開発

第一節 地方の振興開発に関する施策(第六條)

第二節 振興拠点地域の開発整備(第七條―第二十條)

第四章 大都市地域の秩序ある整備

第一節 大都市の機能の改善等(第二十一條)

第二節 業務核都市の整備(第二十二條―第二十六條)

第五章 住宅等の供給の促進(第二十七條)

第六章 地域間の交流の促進(第二十八條―第三十條)

第七章 雑則(第三十一條―第三十五條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域からこれらの機能の分散を図り、地方の振興開発と大都市地域の秩序ある整備を推進し、並びに住宅等の供給と地域間の交流を促進することにより、人口及びこれらの機能が特定の地域に過度に集中することなくその全域にわたり適正に配置され、それぞれの地域が有機的に連携しつつその特性を生かして発展している国土(以下「多極分散型国土」という。)の形成を促進し、もつて住民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(施策における配慮)

第二条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する多極分散型国土の形成の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに適正かつ合理的な土地利用の確保、環境の保全、国土の保全及び災害の防止に配慮するとともに、民間事業者、地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

第二章 国の行政機関等の移転等

(国の行政機関及び特殊法人の配置)

第三条 国は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)その他の法律の規定により内閣の統轄又は所轄の下に行政事務をつかさどるものとして置かれる機関(次条において「行政機関」という。)の官署並びに法律により直接に設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人(総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号の規定の適用を受けない法人及び同法の規定の適用を受ける法人であつて株式会社であるものを除く。以下「特殊法人」という。)の主たる事務所の新設又は移転に当たっては、多極分散型国土の形成について配慮しなければならない。

(国の行政機関等の東京都区部からの移転等)

第四条 国は、東京都の特別区の存する区域(以下「東京都区部」という。)における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中は正に資するため、行政機関の官署(東京都のみ又は東京都区部若しくはその一部のみをその管轄区域とするものを除く。次項において同じ。)及び特殊法人の主たる事務所の移転に関する基本方針(以下「移転基本方針」という。)に基づき、その東京都区部からの移転に努めなければならない。

2 移転基本方針においては、行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所のうち移転に努めべきものの範囲に関する事項及びその移転に際し配慮すべき事項を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、移転基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

4 前項の規定は、移転基本方針の変更について準用する。

5 内閣総理大臣及び各省大臣は、東京都区部において、その所掌に係る行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する建築物をいう。以下同じ。)の新築をし、又はその所管に属する庁舎について新たな使用若しくは使用の変更をしようとする場合において、関係法令の定めるところにより、当該庁舎の新築に関する計画書を大蔵大臣及び建設大臣に送付し、又は当該庁舎の使用に際し大蔵大臣に報告したときは、庁舎の新築又は使用に関する政令で定める事項を内閣総理大臣に通知しなければならない。ただし、当該庁舎を新たに使用することとなる行政機関の官署のすべてが東京都のみ又は東京都区部若しくはその一部のみをその管轄区域とするものである場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

6 特殊法人がその主たる事務所を東京都区部において新設し、又は移転しようとするときは、政令で定めるところにより、当該特殊法人を監督する大臣は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。ただし、当該移転が主たる事務所の用に供する建築物の改築等のための一時的なものであるときは、この限りでない。

7 内閣総理大臣は、前二項の規定による通知を受けた場合において、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中を是正するため必要があると認めるときは、第五項の規定による庁舎の新築に係る通知を受けた場合にあつては当該通知をした大臣、大蔵大臣及び建設大臣に対し、同項の規定による庁舎の使用に係る通知を受けた場合にあつては当該通知をした大臣及び大蔵大臣に対し、前項の規定による通知を受けた場合にあつては当該通知をした大臣に対し、それぞれ意見を述べることができる。

(民間の施設の移転の促進等)

第五条 国及び地方公共団体は、民間の工場、事務所、研究施設、教育文化施設等の施設の国土の全域にわたる適正な配置を図るため、これらの施設について、これらの施設が過度に集中している地域からその他の地域への移転又は当該地域における新設若しくは増設を促進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 地方の振興開発

第一節 地方の振興開発に関する施策

第六条 国及び地方公共団体は、地域社会の中心となる地方都市の育成を図るため、地方都市とその周辺地域の一体的な振興及び行政、経済、文化等に関する機能の各地方都市への適正な配置に留意しつつ、地方都市における産業の高度化、経済社会の情報化等に対応した都市機能の増進に資する施策の推進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域の特性に即した農林漁業その他の産業の振興を図り、豊かで住みよい農山漁村の育成を図るため、これらの地域における生活環境、産業基盤等の整備の推進に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、人口の著しい減少、高齢化の進展等によりその基礎条件が著しく変化した集落について、住民の生活の安定と福祉の向上を図り、及び農林地その他の国土の保全に資するため、その再編整備その他必要な施策の推進に努めなければならない。

4 国は、前三項に規定する施策を実施するため必要な財政金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(振興拠点地域基本構想の作成)

第七条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地域について、当該地域の特性に即した産業、文化、学術、研究、交流等に関する特色ある機能を集積させるための事業の総合的かつ計画的な実施を促進することにより、当該地域をその周辺の相当程度広範囲の地域の振興の拠点として開発整備するため、当該開発整備に関する基本的な構想(以下「振興拠点地域基本構想」という。)

を作成し、主務大臣の承認を申請することができ。

2 振興拠点地域基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 前項に規定する開発整備を行うおとする地域（以下「振興拠点地域」という。）の区域

二 前項に規定する開発整備の方針に関する事項

三 振興拠点地域のうち、次号に規定する施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区（以下「重点整備地区」という。）の区域

四 前項の特色ある機能を集積させる上で中核となる民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第二条第一項各号に掲げる施設その他政令で定める施設（以下この節において「中核的施設」という。）であつて民間事業者が設置及び運営をするもの（以下この節において「中核的民間施設」という。）のうち当該重点整備地区において整備されるべきものの種類、位置、規模、機能及び運営に関する基本的な事項

五 当該重点整備地区において整備されるべき中核的民間施設以外の中核的施設の設置に関する基本的な事項

六 前項に規定する開発整備のために特に必要と認められる公共施設その他の施設（中核的施設であるものを除く。以下この節において「公共施設等」という。）の整備の方針に関する事項

七 環境の保全、地価の安定その他前項に規定する開発整備に際し配慮すべき事項

3 振興拠点地域基本構想は、国土総合開発計画その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 都道府県は、振興拠点地域基本構想を作成し、かつ、関係市町村に協議しなければならない。

ばならない。

（振興拠点地域基本構想の承認）

第八条 主務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る振興拠点地域基本構想が同条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 当該振興拠点地域基本構想に係る地域が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるものの以外の地域であること。

ロ 自然的経済的社会的条件からみて一体として前条第一項に規定する開発整備を図ることが相当と認められる地域であること。

ハ 中核的施設及び公共施設等の用に供する土地の確保が容易であり、かつ、立地条件等からみて相当程度のそれらの施設の整備が確実と見込まれる地域であること。

二 当該振興拠点地域基本構想に係る前条第一項に規定する開発整備が当該振興拠点地域及びその周辺の相当程度広範囲の地域に対して適切な効果を及ぼすものであること。

三 その他内閣総理大臣が承認に当たつての基準として次条の規定により定める事項（以下「承認基準」という。）に適合するものであること。

2 主務大臣は、振興拠点地域基本構想につき前項の規定による承認をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 都道府県は、振興拠点地域基本構想が第一項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（承認基準）

第九条 承認基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第七条第一項に規定する開発整備に関する基本的な事項

二 振興拠点地域及び重点整備地区の設定に関する基本的な事項

三 中核的施設の設置、中核的民間施設の運営及び公共施設等の整備の方針に関する基本的な事項

四 環境の保全、地価の安定その他第七条第一項に規定する開発整備に際し配慮すべき重要な事項

2 内閣総理大臣は、承認基準を定めるに当たつては、第七条第一項に規定する開発整備に関する地方公共団体の自主性が生かされるよう配慮しなければならない。

3 内閣総理大臣は、承認基準を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、承認基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、承認基準の変更について準用する。

（振興拠点地域基本構想の変更）

第十条 都道府県は、第八条第一項の規定による承認を受けた振興拠点地域基本構想を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 第七条第四項及び第八条の規定は、前項の場合について準用する。

（振興拠点地域基本構想の実施等）

第十一条 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、第七条第一項に規定する開発整備を第八条第一項の規定による承認を受けた振興拠点地域基本構想（前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下この節において「承認基本構想」という。）に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

2 主務大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、承認基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（促進協議会）

第十二条 承認基本構想に係る第七条第一項に規定する開発整備の内容が著しく広範にわたる等の場合において、主務大臣、関係行政機関の長及び当該承認基本構想を作成した都道府県の知事（以下この条において「主務大臣等」という。）が必要があると認めるときは、承認基本構想ごとに、当該開発整備の促進に必要と協議を行うための協議会（以下「促進協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議会を行うための会議（次項において「会議」という。）は、主務大臣等又はその指名する職員をもつて構成する。

3 会議において協議が調つた事項については、主務大臣等は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 促進協議会の庶務は、国土庁において処理する。ただし、当該促進協議会が北海道又は沖縄県の区域内の地域について作成された承認基本構想に係るものであるときは、国土庁及び北海道開発庁において又は国土庁及び沖縄開発庁において、それぞれ共同してこれを処理する。

5 前項に定めるもののほか、促進協議会の運営に必要事項は、促進協議会が定める。

（税制上の措置）

第十三条 国は、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、承認基本構想に定める中核的民間施設の重点整備地区内における整備の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、重点整備地区内において中核的民間施設のうち自治省令で定めるものを承認基本構想に従つて設置した者について、当該中核的民間施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該中核的民間施設の用に供する家

屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限り。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（資金の確保）

第十五条 国及び地方公共団体（港務局を含む。次条、第十七条及び第十八条第二項において同じ。）は、承認基本構想に定める中核的民間施設の設置に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

（公共施設の整備）

第十六条 国及び地方公共団体は、承認基本構想に定める公共施設の整備の促進に努めなければならない。

（国等の援助）

第十七条 国及び地方公共団体は、承認基本構想の達成に資するため、承認基本構想に基づき中核的民間施設の設置及び運営を行う者に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

（地方債の特例等）

第十八条 地方公共団体が、民間事業者に貸し付け、又は出資の目的とするために、承認基本構想に定める重点整備地区において整備されるべき中核的施設及び第七条第一項に規定する開発

整備のために特に必要と認められる施設であつて、公共施設以外のものの整備を行おうとする場合においては、当該整備に要する経費（当該地方公共団体の財政状況、当該事業の性質等を勘案して自治大臣が指定する経費に限る。）であつて地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものは、同項第五号に規定する経費とみなす。

2

地方公共団体が、承認基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（農地法等による処分についての配慮）

第十九条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、重点整備地区内の土地を承認基本構想に定める中核的施設の用に供するため、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該施設の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（監視区域の指定）

第二十条 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長は、振興拠点地域及びその周辺の地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の二第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

第四章 大都市地域の秩序ある整備

第一節 大都市の機能の改善等

第二十一条 国及び地方公共団体は、人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している大都市について、これらの機能の適正な配置を図るための施策その他都市機能の改善に

資する施策の推進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策の推進に当たつては、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために必要な建物の不燃堅牢化の促進、河川、道路、公園及び緑地の整備その他の措置を講じつつ、これを行うよう努めるものとする。

第二節 業務核都市の整備

（業務核都市基本方針）

第二十二条 内閣総理大臣は、東京都部において人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中を是正し、これらの機能の東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県及び茨城県の区域のうち、東京都部及びこれと社会的経済的に一体である政令で定める広域をいう。以下同じ。）における適正な配置を図るため、東京圏における東京都部以外の地域においてその周辺の相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市の区域（以下「業務核都市」という。）について、事業所、営業所等の業務施設（以下「業務施設」という。）を集積させることによるその整備に関する基本方針（以下「業務核都市基本方針」という。）を定めなければならない。

2 業務核都市は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

一 広域的な経済社会生活圏の中心であること。

二 行政、経済、文化等に関する機能の東京圏における適正な配置に資するものであること。

三 次項第四号の施設及び業務施設の用に供する土地の確保が容易であること。

3 業務核都市基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本構想の指針となるべきものを定めるものとする。

一 第一項に規定する整備に関する基本的な事項

二 業務核都市の設定に関する事項

三 業務核都市のうち、業務施設を特に集積さ

せることが適当と認められる地区（以下「業務施設集積地区」という。）の設定に関する事項

四

業務施設集積地区を整備する上で中核となる特定施設整備法第二条第一項各号に掲げる施設その他政令で定める施設（以下この節において「中核的施設」という。）の設置並びに中核的施設であつて民間事業者が設置及び運営をするもの（以下この節において「中核的民間施設」という。）の運営に関する基本的な事項

五

第一項に規定する整備のために特に必要と認められる公共施設その他の施設（中核的施設であるものを除く。以下この節において「公共施設等」という。）の整備の方針に関する基本的な事項

六 環境の保全、地価の安定その他第一項に規定する整備に際し配慮すべき重要事項

業務核都市基本方針は、国土総合開発計画、首都圏整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

内閣総理大臣は、業務核都市基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

内閣総理大臣は、業務核都市基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

前二項の規定は、業務核都市基本方針の変更について準用する。

（業務核都市基本構想の作成）

第二十三条 都県は、業務核都市基本方針に基づき、当該都県内の都市の区域であつて前条第二項各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、同条第一項に規定する整備に関する基本構想（以下「業務核都市基本構想」という。）を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

業務核都市基本構想においては、次に掲げる

業務核都市基本構想においては、次に掲げる

業務核都市基本構想においては、次に掲げる

業務核都市基本構想においては、次に掲げる

業務核都市基本構想においては、次に掲げる

業務核都市基本構想においては、次に掲げる

業務核都市基本構想においては、次に掲げる

業務核都市基本構想においては、次に掲げる

業務核都市基本構想においては、次に掲げる

業務核都市基本構想においては、次に掲げる

業務核都市基本構想においては、次に掲げる

業務核都市基本構想においては、次に掲げる

業務核都市基本構想においては、次に掲げる

業務核都市基本構想においては、次に掲げる

業務核都市基本構想においては、次に掲げる

業務核都市基本構想においては、次に掲げる

事項について定めるものとする。

一 業務核都市の名称及び範囲

二 前条第一項に規定する整備の方針に関する事項

三 業務施設集積地区の区域

四 中核的民間施設の種類の位置、規模、機能及び運営に関する基本的な事項

五 中核的民間施設以外の中核的施設の設置に関する基本的な事項

六 公共施設等の整備の方針に関する事項

七 環境の保全、地価の安定その他前条第一項に規定する整備に際し配慮すべき事項

3 都県は、業務核都市基本構想を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

(業務核都市基本構想の承認)

第二十四条 主務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る業務核都市基本構想が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 当該業務核都市基本構想に係る業務核都市が第二十二条第二項各号に掲げる要件に該当し、かつ、業務核都市基本方針に適合するものであること。

二 前条第二項第二号から第七号までに掲げる事項にあつては、業務核都市基本方針に適合するものであること。

三 当該業務核都市基本構想に係る第二十二条第一項に規定する整備が当該業務核都市及びその周辺の相当程度広範囲の地域に対して適切な効果を及ぼすものであること。

四 その他業務核都市基本方針に照らして適切なるものであること。

2 主務大臣は、業務核都市基本構想につき前項の規定による承認をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 都県は、業務核都市基本構想が第一項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(業務核都市基本構想の変更)

第二十五条 都県は、前条第一項の規定による承認を受けた業務核都市基本構想を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 第二十三条第三項及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

(振興拠点地域に関する規定の準用)

第二十六条 第十一條第一項の規定は第二十二條第一項に規定する整備について、第十一條第二項の規定は第二十四條第一項の規定による承認を受けた業務核都市基本構想(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「承認基本構想」という。)について、第十三條及び第十五條の規定は承認基本構想に定める中核的民間施設について、第十六條の規定は承認基本構想に定める公共施設について、第十七條の規定は承認基本構想に基づき中核的民間施設の設置及び運営を行う者について、第十八條第一項の規定は承認基本構想に定める中核的施設及び第二十二條第一項に規定する整備のために特に必要と認められる施設であつて、公共施設以外のものについて、第十八條第二項の規定は承認基本構想を達成するために行う事業について、第二十條の規定は業務核都市及びその周辺の地域について、それぞれ準用する。

第五章 住宅等の供給の促進

第二十七条 国及び地方公共団体は、地域の特性に応じつつ、居住環境の良好な住宅及び宅地の供給の促進に関する施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、著しい住宅地需要が存する大都市地域において、優良な宅地開発を促進するために必要な措置並びに宅地開発及び鉄道新線の建設を一体的に推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、市街地における住宅、事務所等の供給を促進するため、道路、空地の

整備等市街地の環境の整備改善に配慮しつつ、民間事業者による市街地の再開発を促進すること等により土地の合理的かつ健全な高度利用を図られるよう努めなければならない。

第六章 地域間の交流の促進

(総合的な高速交通施設の体系の整備)

第二十八条 国は、全国各地域を有機的かつ効率的に連結した高速交通網の構築による全国各地域間の交流の促進を図るため、地域間の交通の利便性の向上、地域間の交通の利便性に関する地域格差の是正並びに各地域における地域間の交通に係る需要の動向及び交通施設に関する利用者の選好の動向に配慮しつつ、全国的な交通網を構成する道路、鉄道、空港等の交通施設で高速交通の用に供するものの総合的な体系の整備を促進するものとし、このために必要な調査及び計画の作成の推進、資金の確保等の財政金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報の円滑な流通の促進を図るための措置)

第二十九条 国は、全国各地域間における情報の円滑な流通の促進を図るため、情報の流通に関する地域格差の是正と経費の低廉化に配慮しつつ、基幹的な電気通信設備の計画的な整備、地域の特性に応じた情報処理又は電気通信の高度化のための基盤の整備等を促進し、並びに高度かつ多様な情報処理及び電気通信のサービスの普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域間の交流の機会の増大等)

第三十条 前二条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、都市と農山漁村との間等の地域間の交流の促進を図るため、経済活動、教養文化活動、スポーツ、レクリエーション等を通じた地域間の多様な交流の機会を増大させ、又は展示施設その他の施設の整備等を促進するために必要な資金の確保、助言、指導、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第七章 雑則

(権限の委任)

第三十一条 国は、行政機能の各地域への分散を図ることにより多極分散型国土の形成に資するため、法律又はこれに基づき命令の規定により国の行政機関の長に属させられた権限を地方公共団体若しくはその長又は関係地方支部局長に委任すること等に努めるものとする。

(公共事業の実施についての配慮)

第三十二条 国は、公共事業の実施に関し多極分散型国土の形成が図られるよう適切な配慮をしなければならない。

(連絡調整等)

第三十三条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、総合的かつ計画的に実施すべき多極分散型国土の形成の促進に関する事業について、関係行政機関、関係地方公共団体及び関係事業者相互間の連絡調整を行うこと等により、その円滑な実施が図られるよう努めるものとする。

(大都市の特例)

第三十四条 第七條、第八條、第十條、第十一條(第二十六條において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第十二條及び第二十三條から第二十五條までの規定により都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとしてされている事務は、振興拠点地域又は業務核都市の全部が指定都市の区域に含まれる場合においては、当該指定都市が処理し、又は当該指定都市の長が行う。

2 前項の場合においては、第七條、第八條、第十條、第十一條及び第二十三條から第二十五條までの規定中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

3 第一項の場合においては、第十二條第一項中「及び当該承認基本構想を作成した都道府県の知事」とあるのは、「並びに当該承認基本構想を作成した指定都市の長及び当該指定都市を包括

する都道府県の知事」とする。

(主務大臣)

第三十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 振興拠点地域基本構想の承認に関する事項及び承認を受けた振興拠点地域基本構想の円滑な実施の促進に関する事項については、内閣総理大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣並びに当該振興拠点地域基本構想に定める第七條第二項第四号の中核的民間施設に係る次の区分に応じ、次の大任

イ 特定施設整備法第二條第一項各号に掲げる施設 当該施設ごとに同法第五十九條各号の区分に応じ、当該各号に定める大臣
ロ 第七條第二項第四号の政令で定める施設 当該施設ごとに政令で定める大臣

二 業務核都市基本構想の承認に関する事項及び承認を受けた業務核都市基本構想の円滑な実施の促進に関する事項については、内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣並びに当該業務核都市基本構想に定める第二十二條第三項第四号の中核的民間施設に係る次の区分に応じ、次の大任
イ 特定施設整備法第二條第一項各号に掲げる施設 当該施設ごとに同法第五十九條各号の区分に応じ、当該各号に定める大臣
ロ 第二十二條第三項第四号の政令で定める施設 当該施設ごとに政令で定める大臣

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章第二節、第四章第二節、第三十四條、第三十五條、次條、附則第三條及び附則第五條から附則第十條までの規定は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(北海道開発法の一部改正)
第二條 北海道開発法(昭和二十五年法律第百二

十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項に次の一号を加える。

六 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第 号)に基づく内閣総理大臣の権限(振興拠点地域の開発整備に関する部分(同法第九條の規定に基づき承認基準を定めることを除く。))で、北海道の区域内の地域に係るものに限る。)の行使について補佐すること及び同法第十二條第四項の規定に基づき、促進協議会の庶務を処理すること。

(沖縄開発庁設置法の一部改正)

第三條 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四條中第八号を第九号とし、第七号の次の一号を加える。

八 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第 号)に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項(振興拠点地域の開発整備に関する部分(同法第九條の規定に基づき承認基準を定めることを除く。))で、沖縄県の区域内の地域に係るものに限る。)について内閣総理大臣を補佐すること。

(国土庁設置法の一部改正)

第四條 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中第二十一号中エをヒとし、シをエとし、ミをシとし、メをミとし、ユをメとし、キをユとし、サをキとし、アをサとし、テをアとし、エをテとし、コをエとし、フをコとし、ケをフとし、マをケとし、ヤの次に次のように加える。

マ 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第 号)

三年法律第 号)

(農林水産省設置法の一部改正)

第五條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條中第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年五月六日発行

和六十三年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第六條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條中第三十九号の二の次に次の一号を加える。

三十九の三 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理する。

(運輸省設置法の一部改正)

第七條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第 号)の施行に関すること。

第四條第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 多極分散型国土形成促進法の規定に基づき、振興拠点地域基本構想及び業務核都市基本構想を承認すること。

(郵政省設置法の一部改正)

第八條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條中第六十六号を第六十七号とし、第六十五号の次に次の一号を加える。

六十六 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第 号)の施行に関すること。

第五條第二十二号の十七の次に次の一号を加える。

二十二の十八 多極分散型国土形成促進法の定めるところに従い、振興拠点地域基本構想及び業務核都市基本構想の承認をすること。

第六條第五項及び第六項中「第六十四号及

び第六十五号」を「及び第六十四号から第六十六号まで」に改め、同條第八項中「第六十六号」を「第六十七号」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第九條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

(自治省設置法の一部改正)

第十條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第 号)の施行に関する事務を行うこと。

第五條第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 多極分散型国土形成促進法に基づき、振興拠点地域基本構想及び業務核都市基本構想を承認すること。